

一般社団法人 日本キンボールスポーツ連盟 定款

平成22年3月30日 作成

平成23年6月18日 改訂

平成26年6月21日 改訂

平成28年6月18日 改訂

平成29年6月17日 改訂

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟と称し、英文ではJapan KIN-BALL sport Federationと表示する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、日本に於ける最高唯一のキンボールスポーツに関する中央団体であって、国民一般に基盤を置くスポーツとしてキンボールスポーツに関する諸行事の実施及び普及向上を図るとともに、国際大会等に参加することによって我が国キンボールスポーツ文化の構築と国際親善に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際キンボールスポーツ連盟(International KIN-BALL sport Federation)への加盟
- (2) キンボールスポーツの普及及び向上
- (3) 各種資格の認定、競技会の主催及び公認
- (4) キンボールスポーツに関する事項の調査研究及び指導
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 設立時社員、都道府県におけるキンボールスポーツ競技を統括している団体(以下「都道府県キンボールスポーツ連盟」という。)及び全国的キンボールスポーツ組織(以下「組成団体」という。)

並びに学識経験者で理事会において承認された者

(2) 普通会员（サポーター） 都道府県キンボールスポーツ連盟及び組成団体における一般の構成員で当法人の趣旨に賛同し、その目的達成に協力する者

(3) 賛助会員 当法人の目的・事業に賛同する個人又は団体

(4) 名誉会員 当法人に対し、特に功労のあった会員で総会の議決を経て推薦された者

2 第1項第2号から第4号までに規定する会員は、当法人が発行する資料等の配布を受けることができる。

（入会）

第7条 正会員として入会しようとする者は、法人が別に定める様式により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により入会の申込を行おうとする者が前条第1項第1号の正会員であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、学識経験者については、本人の略歴書を添付しなければならない。

(1) 定款若しくは寄附行為又はこれに代るべき規程

(2) 代表者の氏名、住所及び当法人の総会において正会員としての権利を行使する者の氏名を記載した書面

(3) その他当法人が必要と認めた書類

3 普通会员及び賛助会員として入会しようとする者は、法人が別に定める様式により申し込みを行わなければならない。

4 名誉会員に推薦された者は入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

5 正会員は、第1項の規定により提出した入会申込書の記載事項及び第2項の規定により添付した書類に変更があったときは、遅滞なく当法人にその旨を届け出なければならない。他の会員にあっては、第1項の規定により提出した入会申込書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく当法人にその旨を届け出なければならない。

（入会金及び会費）

第8条 正会員及び普通会员は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 名誉会員については、入会金及び会費を要しないものとする。

3 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

（退会）

第9条 各会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 各会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の日の10日前までに、その旨を書面をもって通知し、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 当法人の事業を妨げ、又は当法人の名誉をき損する行為をしたとき。

(2) 定款又は総会の決議に反する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(3) 後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産宣告を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額

(2) 会員の除名

(3) 役員の選任及び解任

(4) 役員の報酬の額又はその規定

(5) 各事業年度の決算報告

- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名以内を副会長とすることができる。

3 理事のうち1名を業務執行理事（理事長）とし、2名を業務執行補佐理事（副理事長）とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、

同様とする。

- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第26条 会長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を執行する。
4 副理事長は、当法人の業務を分担執行し、理事長を補佐する。

（監事の職務権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（解任）

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第30条 理事及び監事に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実

を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の免除等)

- 第32条 当法人は、一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。
- 2 この法人は、非業務執行理事等（一般法人法第115条第1項に規定する理事及び監事をいう。）の一般法人法第111条第1項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、0円以上であって理事会があらかじめ定めた額と一般法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(名誉会長、顧問、相談役及び参与)

- 第33条 当法人に、名誉会長、若干名の顧問（名誉顧問を含む。以下同様）、相談役及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長、顧問、相談役及び参与の職務)

- 第34条 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、理事長及び副理事長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催)

第37条 理事会は、毎事業年度毎に2回以上開催する。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、一般法人法第93条第2項又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第45条 当法人の基本財産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金、会費及び賛助会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 助成金又は補助金
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第46条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

- 第49条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。
- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（解散）

- 第50条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

- 第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 専門委員会

（専門委員会）

- 第52条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 専門委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第57条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第58条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第59条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	松浦 道夫
設立時理事	木村 貞樹
設立時理事	高見 彰
設立時理事	今泉 良正
設立時理事	前山 直
設立時理事	岡田 挙高
設立時理事	高谷 誠
設立時理事	藤林 殊巳
設立時理事	百瀬 修至
設立時理事	山本 肇
設立時代表理事	設立時会長 松浦 道夫
設立時副会長	木村 貞樹
設立時理事長	高見 彰
設立時副理事長	今泉 良正
設立時副理事長	前山 直
設立時監事	松井 外喜子
設立時監事	小磯 ゆかり

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第60条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	大阪府豊中市新千里北町2丁目7番3号
氏名	松浦 道夫	
住所	滋賀県野洲市小南4347番地5	
氏名	木村 貞樹	
住所	神戸市西区井吹台北町1丁目10番地の7	
氏名	高見 彰	
住所	宮城県石巻市蛇田字新東前沼38番地4	
氏名	今泉 良正	
住所	大阪府茨木市学園町3番5-313号	
氏名	前山 直	
住所	兵庫県小野市中町421番地の6	
氏名	岡田 挙高	
住所	兵庫県三木市志染町広野4丁目261番地の3	
氏名	高谷 誠	
住所	さいたま市緑区大字三室1471番地1	
氏名	藤林 殊巳	
住所	千葉県美浜区真砂4丁目7番1号	
氏名	百瀬 修至	

住所 岡山県真庭市宮地 3 1 1 番地
氏名 山本 肇

(法令の準拠)

第 6 1 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟の設立に際し、設立時社員らの定款作成代理人である 司法書士 中島 武 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

設立時社員	松	浦	道	夫
設立時社員	木	村	貞	樹
設立時社員	高	見		彰
設立時社員	今	泉	良	正
設立時社員	前	山		直
設立時社員	岡	田	拳	高
設立時社員	高	谷		誠
設立時社員	藤	林	殊	巳
設立時社員	百	瀬	修	至
設立時社員	山	本		肇

上記設立時社員らの定款作成代理人
司 法 書 士 中 島 武

これは、当法人の現行定款に相違ありません。

平成29年6月17日

一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟
代表理事 松 浦 道 夫